

第2章 障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービスに関する成果指標

障がいのある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、国の基本指針に基づくとともに、本町や圏域市町村の実情を考慮し、第2期障がい児福祉計画の成果目標を以下のとおりに設定します。

国の考え方

- ①令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- ②児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。【新規】
- ④令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- ⑤令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】

①児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実

町の目標【成果指標】

区分	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	夷隅郡市内の市町と連携を図り、圏域内に1か所の設置を進めていきます。
保育所等訪問支援体制の構築	1か所	町内の事業所が実施しているため、構築済みです。

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

町の目標【成果指標】

区分	目標	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに圏域内に1か所の設置を目指します。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	圏域内に1か所整備済みです。

③医療的ニーズへの対応について（協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置）

町の目標【成果指標】

区分	目標	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1か所	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに圏域内に1か所の設置を目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名	夷隅郡市内の市町と協力し、令和5年度までに1名の配置を目指します。

第2節 障がい児福祉サービスの見込

1 児童発達支援事業

サービス名称	サービス内容
児童発達支援事業	<p>【児童発達支援事業】 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。</p> <p>【医療型児童発達支援事業】 看護師や理学療法士または作業療法士を配置し、医療的ニーズへの対応を強化した事業です。</p> <p>【居宅訪問型児童発達支援】 重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援を受ける機会が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。</p>

		見込量					
区分	単位	実績値 (R2年度は見込値)			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援事業	人/月	4	6	7	8	9	10
	人日/月	24	35	39	48	54	60
医療型児童発達支援事業	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

◆見込量の考え方◆

児童発達支援事業は実績が増加傾向となっていたため、1人当たり月6回の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

医療型児童発達支援事業、居宅訪問型児童発達支援は直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込なしを想定します。

2 放課後等デイサービス

サービス名称	サービス内容
放課後等 デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対して、授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

見込量							
区分	単位	実績値（R2年度は見込値）			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
放課後等 デイサービス	人/月	10	8	10	12	12	12
	人日/月	99	93	90	136	136	136

◆見込量の考え方◆

利用人数は増減を繰り返していますが、1人当たりの利用時間は減少しています。今後はやや多い水準となることを見込み、提供体制を確保します。

3 保育所等訪問支援

サービス名称	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育所等の担当職員に専門的な助言や支援を行う事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2年度は見込値）			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保育所等 訪問支援	人/年	0	0	1	2	2	3
	人日/年	0	0	2	4	4	6

◆見込量の考え方◆

実績は平成30年度、令和元年度は0人で、令和2年度に1人を見込んでいます。令和3年度以降は増加を見込みます。

4 障害児相談支援

サービス名称	サービス内容
障害児相談支援	通所サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員がケアプランを作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います（入所の相談は児童相談所で行います）。また、基本相談支援（通常の相談）も行うサービスで、町の指定を受けた事業所に委託して実施します。

見込量							
区分	単位	実績値（R2年度は見込値）			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害児 相談支援	人／年	34	29	30	32	33	35
	回／年	34	29	30	32	33	35

◆見込量の考え方◆

実績は令和元年で減少したのち、再び増加しています。平成29年度実績も前年に対して増加となっていたため、今後増加することを見込みます。

